

茨城県建設工事入札参加請負業者格付基準  
(昭和55年6月1日 土木部長決裁)

改正	昭和57年	6月17日
改正	平成元年	5月1日
改正	平成6年	4月1日
改正	平成7年	6月1日
改正	平成9年	6月1日
改正	平成11年	6月1日
改正	平成13年	6月1日
改正	平成14年	3月1日
改正	平成15年	5月1日
改正	平成17年	5月12日
改正	平成19年	5月28日
改正	平成21年	5月22日
改正	平成22年	2月12日
改正	平成23年	5月25日
改正	平成25年	5月24日
改正	平成27年	5月25日
改正	平成29年	5月26日
改正	平成30年	3月22日
改正	平成31年	3月20日
改正	令和3年	3月22日
改正	令和5年	1月11日
改正	令和6年	9月5日
改正	令和8年	6月3日

(趣旨)

第1条 この基準は、茨城県建設工事入札参加資格審査要項（平成7年茨城県告示第473号。以下「要項」という。）第8条に規定する県が発注する建設工事の入札に参加することができる資格を有する建設業者の格付（以下「格付」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(格付対象者)

第2条 格付は、要項第6条に規定する資格審査の申請を受理した建設業者について行う。

(格付対象工事)

第3条 格付は、次の各号に掲げる建設工事について行う。

- (1) 土木一式工事（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）別表の上欄に掲げる土木一式工事をいう。以下同じ。）
- (2) 建築一式工事（法別表の上欄に掲げる建築一式工事をいう。以下同じ。）
- (3) 電気工事（法別表の上欄に掲げる電気工事をいう。以下同じ。）
- (4) 管工事（法別表の上欄に掲げる管工事をいう。以下同じ。）
- (5) 舗装工事（法別表の上欄に掲げる舗装工事をいう。以下同じ。）

(格付の方法)

第4条 格付は、法第27条の23の規定に基づく経営に関する客観的事項の審査結果の数値（以下「経営事項審査評価点数」という。）と次条の規定により評点をした技術等評価点数を合計した数値（以下「総合点数」という。）により行うものとする。

2 第1項の格付の基準は、別表1のとおりとする。

(技術等評価点数の評点方法)

第5条 技術等評価点数は、茨城県内に本店を有する建設業者を対象とし、第3条に定める格付対象工事について、次の表の左欄に掲げる項目ごとに定める同表の右欄の数値の合計により評点する。

2 次の各号に掲げる者が知事の承認を受けたときは、次の方法により技術等評価点数の算定を行うことができる。

- (1) 会社が合併により消滅したときの合併後存続する会社又は合併により新たに設立された会社  
合併前の合併当事会社を一つの会社とみなして算定する。
- (2) 個人が死亡したときのその相続人である建設業者（以下「個人事業承継者」という。）  
個人事業承継者と被継承者を一つの者とみなして算定する。
- (3) 個人がその営業を廃止した場合において、その者が営業のために使用していた財産の全部を提供し、設立者となって新たに設立した会社（以下「法人成り会社」という。）  
設立者と法人成り会社を一つの者とみなして算定する。
- (4) 親会社とその営業の一部を独立させるため新たに子会社を設立し、当該子会社が親会社の当該営業の一部を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止された場合における当該子会社（以下「子会社」という。）  
親会社と子会社を一つの会社とみなして算定する。
- (5) 建設業者が営業の全部又は一部を譲渡したことにより当該営業の全部又は一部を廃止した場合において、当該営業の全部又は一部を譲り受けた建設業者  
承継譲渡会社と承継譲受会社又は譲渡業者と譲受会社を一つの会社とみなして算定する。

(格付の調整等)

第6条 第4条の規定により格付を行う場合において、次の各号に掲げる場合に該当する者については、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新規に入札参加の資格を得た業種について格付をする場合は、当該格付等級の1等級下位の等級に格付する。
- (2) 第4条第2項の規定にかかわらず、別表2に定める格付対象工事ごと、等級ごとの基準を満たさない場合は、当該基準を満たす等級に格付する。
- (3) 格付等級が前回の格付等級の2等級以上の上位又は下位の等級になる場合は、当該等級の1等級下位又は上位の等級に格付する。
- (4) 格付等級が前回の格付等級より上位の等級となる者で、資格審査の申請において上位の等級への格付を希望しなかった場合は、前回と同等級に格付する。
- (5) 他の者の格付等級との著しい不均衡、格付決定時における経営不振その他特別の事由があると認められる場合は、茨城県建設工事請負業者等資格審査会の議決を経て、格付を調整し、又は格付をしないことができる。

(資格者名簿への登載)

第7条 格付をした者については、建設工事入札参加資格者名簿に登載する。

2 前項の名簿の内容は、別に定めるところにより公表を行う。

(発注標準金額に対応する格付等級)

第8条 茨城県建設工事請負業者選定基準を定める訓令（平成7年茨城県訓令第14号）

第1条に規定する建設工事の請負に付する金額に応じた発注標準金額に対応する格付等級は、別表3のとおりとする。

付 則  
この基準は、昭和56年度の格付から適用する。  
改正文抄  
昭和57年度の格付から適用する。

付 則  
この基準は、平成 元年度の格付から適用する。

付 則  
この基準は、平成 6年4月1日から適用する。

付 則  
この基準は、平成 7年6月1日から適用する。

付 則  
この基準は、平成 9年6月1日から適用する。

付 則  
この基準は、平成11年6月1日から適用する。

付 則  
この基準は、平成13年6月1日から適用する。

付 則  
この基準は、平成14年6月1日から適用する。

付 則  
この基準は、平成15年6月1日から適用する。

付 則  
この基準は、平成17年6月1日から適用する。

付 則  
この基準は、平成19年6月1日から適用する。

付 則  
この基準は、平成21年6月1日から適用する。

付 則  
この基準は、平成22年2月12日から適用する。

付 則  
この基準は、平成23年6月1日から適用する。

付 則  
この基準は、平成25年6月1日から適用する。

付 則  
この基準は、平成27年6月1日から適用する。

付 則  
この基準は、平成29年6月1日から適用する。

付 則  
この基準は、平成30年4月1日から適用する。

付 則  
この基準は、平成31年4月1日から適用する。

付 則  
この基準は、令和3年4月1日から適用する。

付 則  
この基準は、令和5年4月1日から適用する。

付 則  
この基準は、令和7年4月1日から適用する。

付 則  
この基準は、令和9年4月1日から適用する。

項 目	数 値																				
<p>工事成績</p> <p>格付対象工事の種類ごとの工事成績（茨城県土木部、農林水産部及び企業局において工事成績評定要領により評定を行った、当該建設業者の過去4年度（令和4年4月1日から令和8年3月31日までに竣工したもの）における1件250万円以上の工事（令和7年4月1日以降に発注したものは1件500万円を超える工事）の工事成績の平均点数及び工事件数とする。この場合において、共同企業体（以下「JV」という。）が完成した工事の点数及び件数は、当該JVの各構成員の数値として取り扱うものとする。）</p> <p>ただし、業種が建築の場合においては、過去10年度（平成28年4月1日から令和8年3月31日までに竣工したもの）における1件250万円以上の工事（令和7年4月1日以降に発注したものは1件500万円を超える工事）の工事成績の平均点数及び工事件数とする。</p>	<p>以下の1、2又は3により算出する数値</p> <p>1 平均点数が80点以上の者については、次式により算出する数値（工事の種類ごとに算出）</p> <p style="text-align: center;">（工事成績の平均点数－65）×補正係数<math>\alpha</math>×10点</p> <p style="text-align: center;">《補正係数<math>\alpha</math>》</p> <table border="1" data-bbox="810 600 1161 808"> <thead> <tr> <th>受注件数</th> <th>係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1件</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>2～4件</td> <td>1.03</td> </tr> <tr> <td>5～8件</td> <td>1.06</td> </tr> <tr> <td>9件以上</td> <td>1.09</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※表内の件数は過去4年度又は過去10年度の工事件数の合計</p> <p>2 平均点数が65点以上80点未満の者については、次式により算出する数値（工事の種類ごとに算出）</p> <p style="text-align: center;">（工事成績の平均点数－65）×補正係数<math>\beta</math>×10点</p> <p style="text-align: center;">《補正係数<math>\beta</math>》</p> <table border="1" data-bbox="810 1144 1161 1352"> <thead> <tr> <th>受注件数</th> <th>係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1件</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>2～4件</td> <td>1.01</td> </tr> <tr> <td>5～8件</td> <td>1.02</td> </tr> <tr> <td>9件以上</td> <td>1.03</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※表内の件数は過去4年度又は過去10年度の工事件数の合計</p> <p>3 平均点数が65点未満である者については、次式により算出する数値（工事の種類ごとに算出）</p> <p style="text-align: center;">（工事成績の平均点数－65）×10点</p> <p>注1）平均点数は小数点第2位以下切捨てとし、算出した数値は、小数点以下切捨てとする。</p> <p>注2）工事成績の対象とならない工事の件数については含まない。</p>	受注件数	係数	1件	1	2～4件	1.03	5～8件	1.06	9件以上	1.09	受注件数	係数	1件	1	2～4件	1.01	5～8件	1.02	9件以上	1.03
受注件数	係数																				
1件	1																				
2～4件	1.03																				
5～8件	1.06																				
9件以上	1.09																				
受注件数	係数																				
1件	1																				
2～4件	1.01																				
5～8件	1.02																				
9件以上	1.03																				

項 目	数 値
<p>技術者の確保・育成</p> <p>1 格付対象工事の種類ごとの技術職員数 (総合評価値通知書に記載された数に限る。)</p> <p>2 CPDS、建築CPDの一定の学習履歴を有している職員の在籍状況及び取得ユニット又は単位数</p> <p>3 若年技術職員の入職を促す取組による入職者数</p>	<p>以下の1～3により算出する数値の和</p> <p>1 総合評価値通知書に記載された技術職員について、次式により算出する数値の和  (1) 監理技術者の数×3点  (2) 一級技術者( (1) で評価された者を除く。) の数×2. 5点  (3) 監理技術者補佐の数×2点  (4) 登録基幹技能者の数×1. 5点</p> <p>2 申請日現在において、継続学習制度(CPDS又は建築CPD)の学習単位を取得している技術者が在籍している場合に加点。さらに、その取得ユニット又は単位を取得している技術者全員の取得ユニット又は単位数の合計値に応じて加点。  対象は、令和6年11月1日から令和8年10月31日の間に取得したユニット又は単位とする。  (1) 一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度(CPDS)における学習単位を取得している技術者(土木施工管理技士)を在籍させている場合に3点を加える。  また、技術者の取得ユニット数に応じて10ユニットにつき1点(加点対象業種は、土木及び舗装とする)。  (2) 建築CPD運営会議(事務局:公益財団法人建築技術教育普及センター)の建築CPD(継続能力/職能開発)情報提供制度における学習単位を取得している技術者を在籍させている場合、3点。また、技術者の取得単位数に応じて10単位につき1点(加点対象業種及び資格区分は下記のとおり)。  建築: 建築士、建築施工管理技士  電気: 建築設備士、電気工事施工管理技士  管 : 建築設備士、管工事施工管理技士</p> <p>3 経営事項審査の審査基準日から前1年間に増加した35歳未満の常勤の技術職員のうち、インターンシップ、就職説明会等、若年者の入職を促す取組による入職者数×5点</p> <p>注1) 1において算出した数値の合計が40点を超える場合は40点とする。  注2) 2において算出した数値の合計が10点を超える場合は10点とする。  注3) 3において算出した数値の合計が10点を超える場合は10点とする。  注4) 経営事項審査の基準日から前1年間に増加した35歳未満の常勤の技術職員は、経営事項審査の際に提出した技術職員名簿により確認する。</p>

項 目	数 値
<p>労働安全衛生</p> <p>申請日現在における建設業労働災害防止協会への加入状況</p>	<p>加入している者に対して5点</p>
<p>指名停止</p> <p>茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領（平成6年施行）に基づく指名停止措置の件数（入札参加資格の定期審査が行われる年の前年度及び前々年度における件数とする。この場合において、JVが受けた指名停止措置の件数は、当該JVの各構成員の件数として取り扱うものとする。）</p>	<p>以下の1～3により算出する数値の和</p> <p>1 2週間の指名停止措置を受けた実績については、次式により算出する数値 指名停止措置の件数×（－5）</p> <p>2 2週間を超え1ヶ月以下の指名停止措置を受けた実績については、次式により算出する数値 指名停止措置の件数×（－10）</p> <p>3 1ヶ月を超えて指名停止措置を受けた実績については、次式により算出する数値 指名停止措置の件数×指名停止措置の月数×（－5）＋（－5）</p>
<p>監督処分</p> <p>1 建設業法第28条に基づく指示又は営業停止の件数及び法第29条に基づく許可取消に相当すると認められる件数（入札参加資格の定期審査が行われる年の前年度及び前々年度における件数とする。この場合において、JVが受けた指示又は営業停止の件数は、当該JVの各構成員の件数として取り扱うものとする。）</p> <p>2 経営事項審査評価点で評価されていない監督処分歴（令和6年度及び令和7年度中に受けたものに限る。）</p>	<p>以下の1及び2により算出する数値の和</p> <p>1 以下の（1）～（5）により算出する数値の和 （1）指示処分を受けた実績については、次式により算出する数値 指示処分の件数×（－10） （2）30日未満の営業停止を受けた実績については、次式により算出する数値 営業停止の件数×（－20） （3）30日以上90日未満の営業停止を受けた実績については、次式により算出する数値 営業停止の件数×（－30） （4）90日以上90日未満の営業停止を受けた実績については、次式により算出する数値 営業停止の件数×（－40） （5）許可取消に相当すると認められる実績については、次式により算出する数値 許可取消に相当すると認められる件数×（－40）</p> <p>2 以下の（1）及び（2）の和</p> <p>（1）指示処分 －21点 （2）営業停止 －43点</p>

項 目	数 値
<p>社会貢献活動</p> <p>1 資格審査の基準日現在における、茨城県（出先機関を含む。）又は茨城県以外の自治体等と防災活動（防疫活動を含む。）に関する協定への協力状況</p> <p>2 令和6年度及び令和7年度において、茨城県との防災協定に基づく要請により実際に行った防災活動の状況（資材費等以外は無償の活動に限る。）</p> <p>3 令和6年度及び令和7年度において、茨城県又は県内市町村の要請により実際に行った防疫活動の状況</p>	<p>以下の1～3により算出する数値の和</p> <p>1 以下の（1）及び（2）のいずれかに該当するものに加点。重複加点は行わない。  （1）茨城県との防災協定に基づく要請を受けて活動する者に10点  （2）茨城県以外の自治体等（国、県内市町村及び特殊法人（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第1項の政令で定める法人））との防災協定に基づく要請を受けて活動する者に5点</p> <p>2 実際に茨城県との防災協定に基づき防災活動を行った者に対して、1回の活動につき5点を加える。</p> <p>3 実際に茨城県又は県内市町村からの要請に基づき防疫活動を行った者に対して、1回の活動につき5点を加える。</p> <p>注）2において算出した数値の合計が10点を超える場合は10点とする。  注）3において算出した数値の合計が10点を超える場合は10点とする。</p>
<p>働き方改革</p> <p>1 申請日現在における茨城県産業戦略部労働政策課が実施する「働き方改革優良企業」又は「働き方改革推進企業」の認定（認定証を受領）及びその内容</p> <p>2 申請日現在における経済産業省が実施する「健康経営優良法人」の認定（認定証を受領）又は茨城県保健医療部健康推進課が実施する「いばらき健康経営推進事業所」の認定（認定証を受領）</p> <p>3 申請日現在における未来を拓くパートナーシップ構築推進会議が実施する「パートナーシップ構築宣言」企業の認定</p>	<p>以下の1～3により算出する数値の和  注）算出した数値が20点を超える場合には20点とする。</p> <p>1 「働き方改革優良企業」の認定を受けている者に対して5点。「働き方改革推進企業」の認定を受けている者に対して2点。重複加点は行わない。  「働き方改革優良企業」又は「働き方改革推進企業」の認定を受けている者であって、週休2日又は4週8休による労働環境改善に取り組んでいる場合は5点を加算。ただし、「働き方改革優良（推進）企業」の申請書類において確認できる者に限る。</p> <p>2 「健康経営優良法人」の認定を受けている者に対して20点。「いばらき健康経営推進事業所」の認定を受けている者に対して2点。重複加点は行わない。</p> <p>3 「パートナーシップ構築宣言」の承認を受けて公表されている者に対して5点。</p>

項 目	数 値
<p data-bbox="268 309 387 338">ICT施工</p> <p data-bbox="240 383 703 524">令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に竣工した、国、県、市町村又は特殊法人が発注したICT活用工事を元請として施工した実績</p>	<p data-bbox="738 309 1382 376">ICT活用工事を元請として施工した実績を有する者に対して10点</p> <p data-bbox="727 421 1382 674">注1) 対象とするICT活用工事は、発注者が定める要項等に基づき、「3次元起工測量」、「3次元設計データ作成」、「ICT建設機械による施工」、「出来形管理」のいずれかのICT施工技術を活用して行った工事とし、その実施について設計図書、工事実績情報システム(CORINS)又は発注者が発行する証明書に明示されているものに限る。</p> <p data-bbox="727 685 1299 714">注2) 県外を施工場所とする施工実績も対象とする。</p> <p data-bbox="727 725 1382 792">注3) JVによる施工実績は、代表構成員、構成員に関わらず、共同施工の場合に限り対象とする。</p>
<p data-bbox="268 869 432 898">ダイバーシティ</p> <p data-bbox="248 943 703 1043">1 女性・若年者の活躍 総合評定値通知書に記載された技術職員のうち、女性又は若年者の人数</p> <p data-bbox="248 1088 703 1346">2 外国人材の活用 令和8年11月1日現在において、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号。)第2条の2に掲げる特定技能又は技術・人文知識・国際業務の在留資格を有する者を常勤の職員として雇用している者</p> <p data-bbox="248 1391 703 1603">3 障害者雇用 令和8年6月1日現在において、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。)第2条に掲げる障害者を常用労働者として雇用している人数</p>	<p data-bbox="754 869 1166 898">以下の1～3により算出する数値の和</p> <p data-bbox="738 943 1382 1010">1 総合評定値通知書に記載された常勤の技術職員のうち、女性又は35歳未満の若年者の人数×5点</p> <p data-bbox="727 1055 1382 1084">注) 算出した数値が20点を超える場合には20点とする。</p> <p data-bbox="738 1128 1382 1234">2 令和8年11月1日現在において、特定技能1号若しくは2号又は技術・人文知識・国際業務の在留資格を有する者を常勤の職員として雇用している者に対して10点</p> <p data-bbox="727 1279 1382 1420">注) 常勤性の確認は、原則として、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書により行う。当該確認書類により常勤性が確認できない場合は、常勤の職員と認めない。</p> <p data-bbox="738 1464 1382 2047">3 以下の(1)～(3)のいずれかにより算出する数値 (1) 障害者雇用促進法第43条第7項の規定に基づき障害者の雇用に関する状況を報告する義務のある者については、次式により算出する数値 障害者の雇用人数のうち障害者雇用促進法第43条第1項に規定する法定雇用障害者数を超える人数×5点 (2) 障害者雇用促進法第43条第7項の規定に基づき障害者の雇用に関する状況を報告する義務のない者については、次式により算出する数値 障害者の雇用人数×5点 (3) 申請日現在で茨城県産業戦略部労働政策課が実施する「茨城県障害者雇用優良企業認定制度」の認定を受けている者に対して10点</p>

項 目	数 値
	<p>注1) (1) 及び(2)において算出した数値の合計が10点を超える場合には10点とする。</p> <p>注2) (1)の障害者の雇用人数は、障害者雇用促進法第43条第3項から第5項及び第8項に基づき算定された数とする。</p>

別表 1

建設工事入札参加請負業者格付基準表

等級 業種	S	A	B	C
土木一式工事	1120点以上	900点以上 1119点以下	720点以上 899点以下	719点以下
建築一式工事	1040点以上	900点以上 1039点以下	680点以上 899点以下	679点以下
電気工事		870点以上	869点以下	
管工事		740点以上	739点以下	
舗装工事		920点以上	919点以下	

別表2

等級／業種	S	A	B	C
土木一式工事	<p>技術職員を12名(うち1級技術職員を5名)以上有し、かつ、法第15条に定める特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>雇用保険及び社会保険の加入義務を怠っていないこと。</p> <p>法定外の労災保険に加入していること。</p>	<p>技術職員を5名(うち1級技術職員を2名)以上有していること。</p> <p>雇用保険及び社会保険の加入義務を怠っていないこと。</p> <p>法定外の労災保険に加入していること。</p>	<p>雇用保険及び社会保険の加入義務を怠っていないこと。</p> <p>法定外の労災保険に加入していること。</p>	<p>雇用保険及び社会保険の加入義務を怠っていないこと。</p> <p>法定外の労災保険に加入していること。</p>
建築一式工事	<p>技術職員を9名(うち1級技術職員を5名)以上有し、かつ、法第15条に定める特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>雇用保険及び社会保険の加入義務を怠っていないこと。</p> <p>法定外の労災保険に加入していること。</p>	<p>技術職員を4名(うち1級技術職員を2名)以上有し、かつ、法第15条に定める特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>雇用保険及び社会保険の加入義務を怠っていないこと。</p> <p>法定外の労災保険に加入していること。</p>	<p>雇用保険及び社会保険の加入義務を怠っていないこと。</p> <p>法定外の労災保険に加入していること。</p>	<p>雇用保険及び社会保険の加入義務を怠っていないこと。</p> <p>法定外の労災保険に加入していること。</p>
電気工事		<p>技術職員を6名以上有していること。</p> <p>雇用保険及び社会保険の加入義務を怠っていないこと。</p> <p>法定外の労災保険に加入していること。</p>	<p>雇用保険及び社会保険の加入義務を怠っていないこと。</p> <p>法定外の労災保険に加入していること。</p>	

管工事		<p>技術職員を4名以上有していること。</p> <p>雇用保険及び社会保険の加入義務を怠っていないこと。</p> <p>法定外の労災保険に加入していること。</p>	<p>雇用保険及び社会保険の加入義務を怠っていないこと。</p> <p>法定外の労災保険に加入していること。</p>	
舗装工事		<p>技術職員を5名(うち別表4に掲げる技術職員のうちいずれかを満たす人数)以上を有していること。</p> <p>雇用保険及び社会保険の加入義務を怠っていないこと。</p> <p>法定外の労災保険に加入していること。</p>	<p>雇用保険及び社会保険の加入義務を怠っていないこと。</p> <p>法定外の労災保険に加入していること。</p>	

- (注) 1 「要項」とは、茨城県建設工事入札参加資格審査要項(平成7年茨城県告示第473号)をいう。
- 2 「技術職員」とは、要項第5条の資格審査の基準日現在において、法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号イ若しくはハに該当する者をいう。(「別表4に掲げる技術職員」については、申請日現在において該当する者)
- 3 「1級技術職員」とは、要項第5条の資格審査の基準日現在において、法第15条第2号イに該当する者をいう。
- 4 「特定建設業の許可」とは、要項第5条の資格審査の基準日現在において、法第15条に規定する許可をいう。
- 5 「雇用保険の加入義務」とは、雇用保険法(昭和49年法律第116号)に基づき労働者が一人でも雇用されている事業の事業主が、雇用する労働者が被保険者となったことについて、厚生労働大臣に届出を行っていることをいう。
- 6 「社会保険の加入義務」とは、健康保険法(大正11年法律第70号)及び厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)に基づき被保険者を使用する事業主が、当該事業所に使用される者が健康保険及び厚生年金保険の被保険者になったことについて、厚生労働大臣に届出を行っていることをいう。
- 7 「法定外の労災保険に加入」とは、要項第5条の資格審査の基準日又は申請日現在において、(公財)建設業福祉共済団、(一社)全国建設業労災互助会、(一社)全国労働保険事務組合連合会、中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第27条の2第1項の規定により設立の認可を受けた者であって同法第9条の6の2第1項又は同法第9条の9第5項において準用する第9条の6の2第1項の規定による認可を受けた共済規程に基づき共済事業を行うもの又は保険会社との間で労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に基づく保険給付の基因となった業務災害に関する給付についての契約を締結していることをいう。

別表 3

発注標準金額に対応する格付等級表

等級 業種	S	A	B	C
土木一式工事	4千万円以上	3千万円以上 2億円未満	1千万円以上 3千万円未満	1千万円未満
建築一式工事	4千万円以上	3千万円以上 2億円未満	1千万円以上 3千万円未満	1千万円未満
電気工事		1千万円以上	1千万円未満	
管工事		1千万円以上	1千万円未満	
舗装工事		1千万円以上	1千万円未満	

別表 4

舗装工事特別技術職員数基準

1 級舗装施工管理技術者が 1 名
2 級舗装施工管理技術者が 2 名
1 級建設機械施工管理技士が 1 名
2 級建設機械施工管理技士のうち第三種、第四種又は第五種が 1 名